

事故米に係る経緯について

平素は特別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さてこの度、当社業務用もち米に事故米が混入されていた件に関連し、一部新聞にて弊社名が報道されております。

当該報道内容には、一部誤解を生ずるニュアンスもあり、弊社として事態をお客様に正しくお伝えする必要があると考え、本状をもって以下のとおりご説明させて頂きたいと存じます。

- (1) 弊社の取引先の一部に北陸農政局に届出している「株式会社 幸池商店」があり、経常的に取引を行っておりました。
平成 20 年 9 月 14 日午後 及び 平成 20 年 9 月 15 日まで二日間にわたり、農林水産省近畿農政局より「株式会社 幸池商店」からの仕入商品（もち米）の一部に事故米が含まれているとの事由により調査を行う連絡があり、当該調査を受けました。
- (2) 当該調査において、平成 20 年 2 月 12 日から平成 20 年 7 月 23 日までの間に仕入れた「もち米」の一部が事故米との指摘を受け、当該商品は「業務用もち精米 4 kg・5kg」のブレンド米の一部として使用されており、平成 20 年 8 月 6 日まで特定の販売先に出荷されていることが判明いたしました。

以上、一部報道では、弊社が三笠フーズと直接取引しかつ転売したかのようなニュアンスとなっておりますが、事実は上記のとおり、事故米との認識を一切もたず、かつ正規の流通において取引を行った結果生じた事態です。

弊社といたしましては、今後もコンプライアンス遵守を最優先に、食の安全確保に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

平成 20 年 9 月 17 日
株式会社 京 山